

名古屋大学東山キャンパス等における喫煙場所に関する申合せ

(目的)

第1 名古屋大学における禁煙実施に関する当面の指針第4の(3)に規定に基づく、東山キャンパス等(鶴舞キャンパス及び大幸キャンパスを除く。)に喫煙場所を設置し、これを利用するときは、この申合せに従って行わなければならない。

(設置手順)

第2 喫煙場所の設置は、以下の(1)～(6)の各号に示した手順に従って行われるものとする。

- (1) 部局等の長は、環境安全担当の理事又は副総長(以下「担当の理事等」という。)に対して管轄する建物の周辺に喫煙場所を設置することを申請することができる。
- (2) 喫煙場所は、第3各号に示された禁止場所を除いた所でなければならない。
- (3) 担当の理事等は、申請を環境安全防災委員会で審議し、適切と判断されたものについて喫煙場所に指定する。
- (4) 喫煙場所の指定の有効期間は1年以内とし、継続が必要な場所については改めて申請に基づき審議するものとする。
- (5) 部局等の長は、申請が認められた後、当該場所に第4各号に合致した喫煙場所を設置する。
- (6) 前号の規定に関わらず、担当の理事等は喫煙場所の不適切な設置や利用があった場合には、第7にしたがって喫煙場所の指定を取り消すことができる。

(喫煙場所指定の条件)

第3 喫煙場所は、次の各号に示す場所に設置してはならない。

- (1) 校舎および建物内・建物間をつなぐ屋根のある渡り廊下等・建物の屋上
- (2) 建物の出入り口およびその近辺・非常口非常階段とその近辺
- (3) 法令で火気を禁止された場所およびその近辺・障がい者用施設(点字ブロック・スロープ・駐車スペース等)とその近辺・消火設備や防災設備とその近辺
- (4) 多数の未成年者が利用する施設(附属学校・全学教育棟・体育館・プール・食堂・厚生施設・クラブハウス)の近辺
- (5) 不特定の非喫煙者が利用する屋外の施設(キャンパスの幹線道路・歩道・遊歩道・ベンチ等・掲示板・運動用グラウンド)
- (6) 樹木・植栽・芝生等がある場所
- (7) 他に指定された喫煙場所の近く
- (8) その他、本学が不相当と指定した場所

(喫煙場所の維持管理)

第4 喫煙場所を申請した部局等の長は、当該喫煙場所および近辺の清掃・火災予防・副流煙による被害防止に努めなければならない。喫煙場所は以下の(1)～(3)

の各号に示す設備および(4)～(6)の各号に示した管理に関する条件が備わったものでなければならない。

- (1) 不燃材料で作られ、灰や吸い殻が風などで散らばらない構造の灰皿
- (2) 喫煙場所であることの表示(未成年者・非喫煙者への警告、管理する部局と連絡先を含む)
- (3) 消火器または防火用水
- (4) 灰皿および近辺の清掃を行うこと
- (5) 喫煙場所とその近辺の不要物およびごみを随時撤去すること
- (6) 喫煙場所を随時点検し、喫煙マナーの指導に当たること

(喫煙場所の利用)

第5 喫煙場所を利用する者は、常に清潔な環境の維持に努め、火災予防・未成年者および非喫煙者の健康被害防止・キャンパス環境維持に努めなければならない。喫煙場所では以下の各号に示した行為は禁止する。

- (1) 未成年者・非喫煙者を呼び寄せること
- (2) 吸い殻と灰以外のごみを捨てること
- (3) 飲食
- (4) 大声での談笑・長時間の喫煙
- (5) イス・雑誌・ゴミ箱など不要物を設置すること
- (6) 空き缶等を持ち込み灰皿として利用すること

(苦情処理)

第6 喫煙場所以外での喫煙や喫煙場所の不適切な管理・利用等で、キャンパス環境維持や受動喫煙に関する被害届・苦情が寄せられた場合には、当該場所を管理する部局等の長は遅滞なくその事実を調査し必要な対策を講じなければならない。

- 2 前項の場合において、部局等の長は、その内容等について環境安全防災委員会を通して担当の理事等に報告しなければならない。

(指定の取り消し等)

第7 前項の規定で報告された指定場所以外での喫煙および喫煙場所の不適切な利用の事実に基づいて、環境安全防災委員会は審議のうえ以下の各号に示す必要な措置をとるよう担当の理事等に勧告することができる。

- (1) 指定場所を取り消し、当該部局等の長に撤去させる
- (2) 次年度以降喫煙場所としての利用を認めない
- (3) 違反者に対しては、所属する部局等の長から指導を行う

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から実施する。